

令和元年度

橋本徳一郎君に対する懲罰特別委員会記録

審査・調査案件

- 1. 委員長辞任の件 1
 - 1. 委員長互選について 1
 - 1. 橋本徳一郎君に対する懲罰の件 2
-

令和元年7月5日（金曜日）

橋本徳一郎君に対する懲罰特別委員会会議 録

令和元年7月5日 金曜日

午後1時30分開議

午後2時29分閉議（実時間27分）

○本日の会議に付した案件

1. 委員長辞任の件
1. 委員長互選について
1. 橋本徳一郎君に対する懲罰の件

○本日の会議に出席した者

委員長	成 松 由紀夫 君
副委員長	古 嶋 津 義 君
委員	金 子 昌 平 君
委員	野 崎 伸 也 君
委員	橋 本 幸 一 君
委員	堀 徹 男 君
委員	村 川 清 則 君
委員	村 山 俊 臣 君
委員	山 本 幸 廣 君

※欠席委員 中 村 和 美 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者 君

○説明員等委員（議）員外出席者

議会事務局次長 増 田 智 郁 君

○記録担当書記 中 川 紀 子 君 土 田 英 雄 君

（午後1時30分 開会）

○副委員長（古嶋津義君） ただいまから橋本徳一郎君に対する懲罰特別委員会を開会いたします。

◎委員長辞任の件

○副委員長（古嶋津義君） 中村委員長から、本日、辞任願が提出されましたので、暫時、私が委員長の職務を代行いたします。

本件は、委員会の構成に関する先決事件であることから、委員長辞任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（古嶋津義君） 御異議なしと認め、申し出のとおり、中村和美委員の委員長の辞任を許可することに決しました。

◎委員長互選について

○副委員長（古嶋津義君） ただいま委員長が欠員となりましたので、これより委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長の互選は、本来ならば投票によるのが原則であります。指名推選の方法によることもできます。いかがいたしましょうか。

○委員（村川清則君） 指名推選でお願いします。

○副委員長（古嶋津義君） ほかに御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（古嶋津義君） それでは、しばらく小会いたします。

（午後1時32分 小会）

（午後1時32分 本会）

○副委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

それでは、指名推選の方法により行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（古嶋津義君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、指名推選の方法により行います。どなたか委員長を指名される方はございませんか。

○委員（村川清則君） 成松由紀夫委員を委員長に指名したいと思います。

○副委員長（古嶋津義君） ただいま村川委員から、成松委員の御指名がありました。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（古嶋津義君） 御異議なしと認め、成松由紀夫委員が委員長に当選されました。

よって、委員長に当選されました成松由紀夫委員の就任の御挨拶をお願いします。

委員長と交代いたします。

○委員長（成松由紀夫君） ただいま、急遽、委員長に指名されました成松でございます。真摯に取り組んでまいりますので、御配慮の方、よろしくお願いいたします。

◎橋本徳一郎君に対する懲罰の件

○委員長（成松由紀夫君） それでは、本委員会に付託されました橋本徳一郎君に対する懲罰の件を議題といたします。

さきの本特別委員会において、本件については、一旦持ち帰り協議するとのことでございましたので、本日は、早速ではございますが、その結果を御報告いただきたいと思います。

また、その結果、本件が懲罰に当たる、もしくは当たらないも含め、結果が出ていれば、あわせて報告をお願いします。

まず、山本委員、いかがだったでしょうか。

○委員（山本幸廣君） 議論というか、私が代表で、未来としては、懲罰に科するというところで賛成をいたしましたので、会派の議員からの意向等についてもですね、詳細についてはです

ね、なかなか議論がまとまらなかったというのが現状でありますけれども、もうそれについては代表に一任をしていただきたいということで参りましたので、委員長の、会派としてはですね、私が、代表がもう本会議で賛成しましたので、それについて一任ということで会派としての御報告をさせていただきました。

○委員長（成松由紀夫君） 山本委員、本件が懲罰に当たる、もしくは当たらないという部分の結果もあわせてお願いします。当たるか当たらないかの。

○委員（山本幸廣君） あわせて今、発言しました。あわせて。

○委員長（成松由紀夫君） いや、一任ということでしかちょっと理解できなかったもので、当たるということによろしいですか。

○委員（山本幸廣君） 当たるということです。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（山本幸廣君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 次に、堀委員、お願いします。

○委員（堀 徹男君） 前回持ち帰って、今回ですね、テープ起こし等々を確認した後に、また協議を進めさせていただきたいというふうに思ってます。きょう説明があるというふうに伺ったというふうに思っています。前回、資料を出していただいて。テープ起こしをした結果をきょう聞くというふうに認識して帰っております。

○委員長（成松由紀夫君） 小会します。

（午後1時36分 小会）

（午後1時50分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

再度、堀委員からお願いいたします。

○委員（堀 徹男君） 何らかのですね、懲罰は科されてもやむを得ないかなという……。

○委員長（成松由紀夫君） 当たるということでよろしいですね。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 次に、野崎委員、お願いします。

○委員（野崎伸也君） シンプルに言いますけれど、当たらないということでもいいかというふうに思います。

○委員長（成松由紀夫君） 当たらない。

○委員（野崎伸也君） 当たらない。

○委員長（成松由紀夫君） 次に、橋本委員、お願いします。

○委員（橋本幸一君） 前回の各資料を見せてもらいまして、持ち帰って、みんなで検討したわけですが、要は今回の橋本徳一郎議員の行為は、まずは一般質問において、執行部の答弁に対して答弁内容があたかも間違っていると言わんばかりの発言をされている点においては、これは地方自治法第132条に抵触すると判断いたしました。

また、本会議中、傍聴席における配布物の件については、趣旨弁明の中でも申し上げましたとおり、議員は日ごろの議員活動の中で、やっぱり市民の代表としてさまざまな諸課題に対して調査をするべきものであることは、これはもう全議員周知のとおりだと思いますが、その中において、今回、自分が定例会の質疑、一般質問で行うとする内容についてですね、調査する過程において得た情報を、これは本会議場で執行部から正式な答弁を行ってもらう前に、不確実なままな状態のことをみずから文書化し、それが不特定多数の市民の方々に事前に流布されたこと自体ですね、会議規則第151条、品位の尊重に抵触すると私たちは判断いたしました。

今回のこの2点については、八代市議会議員として、今後さらに自覚を持って遵守していただきたいと、そう願っております。

よって、今回の件は、懲罰を科するに値する

ものと判断いたしました。

○委員長（成松由紀夫君） 次に、村川委員、お願いします。

○委員（村川清則君） 同じようなことなんですけれども、議員と執行部というのは、もちろん緊張感というのは必要だと思いますけれども、ああいうふうに、橋本徳一郎議員のように、部長答弁を一方的に否定するというような行為というのは、突き詰めれば、やったやらない、言った言わないの、そういう水かけ論的な、何か不毛の議論になりがちなんだと思います。そこには、さっき緊張感が必要と言いましたけれども、やはり信頼関係とか尊敬の念とか、そういったものも必要なんだと思います。

今回の橋本徳一郎議員の一般質問の内容とか、あるいは傍聴席での配布の問題とか、これはやはり懲罰に値する、懲罰を科すべきものだと私は思っております。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） 次に、村山委員、お願いします。

○委員（村山俊臣君） 私はもう端的に、懲罰に値すると思っておりますので、懲罰を科すべきであると思います。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） 次に、金子委員、お願いします。

○委員（金子昌平君） 議長から嚴重注意をですね、何回も受けてるにもかかわらず、同様な行為を行うことはあってはいけないのかなと思いますし、調整段階の不確定な情報を市民の皆様に開示して不安をあおる行為自体もですね、あってはならないと思いますので、懲罰に当たると思います。

○委員長（成松由紀夫君） 次に、古嶋委員、お願いします。

○委員（古嶋津義君） それぞれ前回いただいた各資料を見せていただきました。

まず1点目であります、都市計画道路中央線についての橋本徳一郎君の質問の後、建設部長の答弁の後、また橋本徳一郎君の質問の中で、「今の答弁は事実と異なるのではないでしょうか」という御発言がっております。

このことと、2点目がですね、先ほどから出ておりますように、傍聴席における配布物の件であります、これも2点とも会議規則第151条に抵触すると判断をいたし、懲罰を科すことに値すると判断をいたしております。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、当たる当たらないについての意向が示されたわけですが、現在、野崎委員の当たらないというような御意見がありましたが、その当たらない理由、もしくは意向について発言をお願いいたします。

○委員（野崎伸也君） まず1点目が、執行部の答弁に対して一方的にそれを否定するような、あたかも虚偽の答弁を執行部はしてるんじゃないかというのが1つの問題点だったというふうに思うんですけど、ここについてはですね、今までも、先ほど橋本議員の趣旨弁明の中にもあったと思うんですけど、議員としてやっぱりいろんな調査っていうのは、いろんなところで日々活動の中でしてくると。それはそれぞれの議員がですね、いろんな方と出会って、市民の方と出会って、いろんな意見を聞いてという中で、それで問題があるということであれば、それを一般質問とかでも取り上げて質問をすると、議場の中でですね、するというふうに、それが当たり前かなというふうには思うんですが、橋本議員が虚偽を言ったというふうには私は思わないですよ。

なぜかていうと、先ほども言いましたように、いろんな方と出会って、いろんな意見があったと。そういうことを聞いてきてる。例えば、何ですかね、都市計画道路のやつについても、説明会があったとか、案内があったとか

かったとかっていうようなところが、多分、そこが食い違いがあったとかっていうのがあったんですけども、ある方から言わせれば、それはなかったという事実があったかも。それを橋本議員が何人かの方から聞いたんで、それを発言したというふうなことであれば、それは虚偽ではないというふうに私は思います。

いろんな議員活動の中で、いろんな人と会う中で、いろんな意見が市民から出るという中で、そういった意見があったということをこの議場で言われたんだというふうに思いますんで、虚偽ではないというふうに思います。

次の2点目が、一般質問の本会議場で答弁とか、その何か、質問の内容のようなやつば配ったという話なんです、自分がつくられたというのは、何か1つ、自分で認められているというのがありました。と、事前に市民の方にも見せたというのは、それも多分認められたというようなことだったと思います。

ただ、配布については、誰がしたのかというところ、自分が指示したのか、配布してくれというのを指示したのかというところは、それはしてないような感じがありますし、私も答弁、——事前に、答えというのですかね、何ていえばよかわからんとですけど、私がこういう質問をして、私の支援者とかにもですよ、私はこういう今度質問をしますよという中で、今こういう話をやってると、執行部とこういう話をやってるんだというところの話まではですね、することもありますんで、事前にそれを流すとか流さんとか、不確定なものでありますので、事前の、一般質問の当日までは不確定なものというふうに思いますので、そこについてはですね、支援者とかに配布するというのは、私も配布はしませんが、話し合いはするので、そういう話をしますよというのはしますんで、そこについても当たらないんじゃないかなというふうには思ってます。

配布というのが悪いということですが、それを指示もしてないし、誰が配ったのかもわからないというふうなことであれば、私は橋本徳一郎議員が今の2点について懲罰に値するかどうかと言われたら、値しないと。議員活動の中できちっとしたことをやってるんだというのが、逆に私は証明されたのかなというふうには思いますので、当たらないというふうに思います。

○委員（橋本幸一君） 反論じゃないですが、本来、やっぱり重要な部分の、やったやらないというのは、結局、事前にですね、その辺は執行部と当然確認をとるべき、こういう重要な問題は。それはやってないということ自体がまた問題であって、そういうことはまだ言っちゃいけないという、私はそう思うし、あとの後半の部分ですが、確かに本人が知らなかったらそれでいいのかという、やっぱりそういう問題じゃないわけです。3月までは知っていたと。これが重要な問題であって、それを知っていたならば、今回だって何で知らなかった。それはおかしい問題であって、これはもう、本来は3月までは自分の答弁書が配られておったということ、おかしいじゃないですか。全然、今、野崎委員の言う部分とは、非常に橋本徳一郎議員の行為に対して、私は非常にそこには疑問を感じる、そう思います。

○委員長（成松由紀夫君） 野崎委員の発言の前に、この間の委員会の流れの中で、正副議長のヒアリングの中でですね、今、橋本委員の御意見の部分のくだりがあったと思うんですが、3月議会までは配布されたのは知っていた、誰が配布していたのかも知っているというようなことでありますので、野崎委員が誰が配布したかわからないというようなところと、支援者に打ち合わせに使うことがある、それについてまた御意見があれば。

○委員（野崎伸也君） 3月までは認められて

たっている話ですよ。それを正副議長とヒアリングされたときに、多分言われて、反省されたんだろうというふうに思うとですよ。だけん、今回は自分から指示してないということがありますし、わからないというところだと思います。

○委員（橋本幸一君） 反省に値しないと。そういう文書が、結局は同じような文書が何でもできるかっていうことは、それはやっぱり事前の管理にミスがあったという。じゃないですか。

（委員野崎伸也君「いやいや、だけんが」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） ちょっと待ってください。指名してから、発言は。

橋本委員、続けてどうぞ。

○委員（橋本幸一君） 結局、今回については、先ほど私も言っているとおり、その文書について流れたというのは、管理にやっぱりミスがあったという。最低限ですよ、だから、そこについては、3月は流れたなら、そういうことがないように、しっかりそこは文書管理をやっぱりすべきであったと。それを怠っていたというのは、私はそれは仕方ないと思います。

○委員（野崎伸也君） 3月まで、3月の後に反省されたんだろうと。言われて、反省されたんですよ。配ってないんですよ。

○委員長（成松由紀夫君） いや、野崎委員、よろしいですか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 私もヒアリングに立ち会った中で言いますと、3月まではしっかり把握しています。6月もやられたのはわかっています。じゃあ、誰であろうかということも、おおよそ予測がつかますかというところで、誰々さんが配られたんだと思いますというような発言まであっておるとするのは前回お話がしてあると思いますので、反省するしないというような話ではなくて、そういうヒアリングのもと

に、今回の当たる当たらないですので、見解はいろいろありましようから、その辺も含めて、当たらないというところの最終の取りまとめの意見ををお願いします。

○委員（野崎伸也君） 先ほども言ってますけど、この配布については、3月議会までは、やはり言われたんで反省されたんだと思いますよ。そこは私は言われたとおり、あと、文書管理のところ、そこは問題があるんじゃないかなと思いますけど、そこが抜けてたんじゃないですかね、というふうに思います。

配布されたのは、——してないんですから、自分で指示してないんですから、そこは当たらないというふうに思います。

○委員長（成松由紀夫君） 今、野崎委員の当たらないの理由の部分ですが、執行部の答弁に対して、あたかも虚偽の表現についてという、その部分については、虚偽とかということではなくて、そういう支持者の方であるか、周りの方々からそういう意見があったということの受けとめ方、それと傍聴席の配布については、本人は指示はしていないだろうと思われる、反省しているだろうと思われるということで当たらないというようなことでよろしいですか。

○委員（野崎伸也君） だろうは違うですね。反省しとらずと思います。

○委員長（成松由紀夫君） いや、だから、それはあくまで臆測の話ですので、反省しているとか何とかっていう。

○委員（野崎伸也君） だろうは余りよくないと思います。

○委員長（成松由紀夫君） 臆測の話は臆測の話で進めてまいります。

それでは、ただいま各委員より意見が述べられましたが、その他、御意見等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 小会いたします。

（午後2時04分 小会）

（午後2時07分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

それでは、執行部より答弁書についての説明をお願いいたします。

○議会事務局次長（増田智郁君） それでは、前半部分のほうでお問い合わせがございました執行部の今回の答弁の内容でございますが、さきの委員会のほうでも答弁書をお配りさせていただいたところございまして、この内容に相違がないかというのを確認とりましたら、相違はないということでございましたので、再度また同じものをお配りさせていただきます。

（資料配付）

○委員長（成松由紀夫君） それでは、読む時間をとりたいと思いますので、小会いたします。

（午後2時08分 小会）

（午後2時12分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

それでは、意見も出尽くしたようでありますので、本件は、懲罰事犯として懲罰を科すべきものと決定することについて採決いたします。採決は挙手にて行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

橋本徳一郎君に対して、懲罰を科すことに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手多数と認め、本件は懲罰を科すことに決しました。

しばらく小会いたします。

（午後2時13分 小会）

（午後2時17分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

懲罰について何か御意見はございませんか。

懲罰の種類について。

○委員（橋本幸一君） 私たちも十分検討をいたしまして、陳謝ということで懲罰を考えております。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

○委員（堀 徹男君） 先ほど耳で捉えられるだけの範囲でお聞きした懲罰動議の理由ですね、あれからすると、私は公開の場で戒める意味としては戒告という形で、私はその形が一番動議の趣旨からすると適当ではないのかなというふうに思いました。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

○委員（村川清則君） 議長から過去に何回も注意を受けていると、注意をされているというようなことを考えますと、やはり陳謝が一番適当かなと私は思います。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、2つに絞られたわけですが、採決をしていきたいと思っておりますけれども、小会をお願いします。

（午後2時19分 小会）

（午後2時19分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。それでは、採決いたします。

科すべき懲罰の御意見が2つ以上ある場合は重い順に採決することとされております。採決は挙手にて行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

まず、橋本徳一郎君に陳謝の懲罰を科すべしと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手多数と認め、橋本徳一郎君に対し、陳謝の懲罰を科すことに

決しました。

次に、陳謝文案についてであります、これは本委員会で決定することになっておりますので、協議のため、しばらく小会いたします。

（午後2時20分 小会）

（午後2時27分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

それでは、陳謝文案について、書記より朗読いたさせます。

○書記（中川紀子君） 陳謝文（案）。

令和元年6月25日の本会議における発言等について。

私の質疑・一般質問中、執行部の答弁に対する不適切な発言及び議場傍聴席における行為につきましては、議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責を顧みて、まことに申しわけございませんでした。ここに深く反省し、誠意を披瀝して衷心から陳謝いたします。

令和元年7月9日八代市議会議員、橋本徳一郎。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） この陳謝文については、一言一句間違えないように読むべきものでありますので、これが間違えるようなことがあれば、再懲罰の可能性もあるということをしつかり議員の皆様方には認識していただきたいというふうに思います。

それでは、陳謝文案についての御意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、それでは、陳謝の文面については御協議いただいた内容とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 賛成多数と認め、この文面を陳謝文とすることに決しました。

以上で付託された案件の審査は全部終了いた

しました。

お諮りいたします。

委員会審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) 御異議がありませんので、そのように決しました。

これをもちまして、橋本徳一郎君に対する懲罰特別委員会を閉会いたします。

(午後２時２９分 閉会)

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

令和元年７月５日

橋本徳一郎君に対する懲罰特別委員会

委員長